

# 群馬県立県民健康科学大学附属図書館利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 図書館を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 群馬県立県民健康科学大学学部学生（聴講生、特別聴講学生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生を含む）
- (2) 群馬県立県民健康科学大学大学院生（聴講生、特別聴講学生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生を含む）
- (3) 群馬県立県民健康科学大学教職員（名誉教授、特任教員及び非常勤を含む）
- (4) 群馬県立県民健康科学大学看護学教員養成課程生
- (5) 群馬県立県民健康科学大学看護師特定行為研修課程生
- (6) その他、図書館長（以下「館長」という。）が許可した者

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、必要により変更することがある。

- (1) 学部の授業のある日（補講日及び定期試験日を含む） 9：00から22：00まで
- (2) 学部の授業のない平日及び第2・第4土曜日 9：00から17：00まで
- (3) 第1・第3・第5土曜日 11：00から17：00まで

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 群馬県民の日（10月28日）
- (4) 年末年始
- (5) 図書館資料の点検・整理に要する日
- (6) その他、館長が特に必要と認めた日

(館内閲覧)

第5条 利用者は、閲覧室内において、図書館資料を閲覧することができる。

(複写)

第6条 図書館資料は、視聴覚資料及び館長が特に指定した資料を除き、著作権法（昭和45年法律第48号）の範囲内において複写することができる。

2 複写に要する費用は、利用者の負担とする。

(館外貸出)

第7条 図書及び雑誌の館外貸出を受けようとする者は、図書館利用カードに当該図書及び雑誌を添えてカウンターに申し出るものとする。

(館外貸出冊数及び期間)

第8条 館外貸出を受けることができる冊数及び期間は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1号及び第4号～第6号の利用者 図書 5冊2週間

雑誌 1冊1日

(2) 第2条第2号及び第3号の利用者

図書10冊3週間

雑誌 1冊1日

2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めた場合は、館外貸出について特別の取扱いをすることができる。

(転貸の禁止)

第9条 館外貸出を受けた図書及び雑誌は、他人に貸与してはならない。

(館外貸出図書の返却)

第10条 館外貸出を受けた者は、貸出期間が終了したとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該図書を返却しなければならない。

(1) 学生が卒業、退学等により離籍するとき、又は休学するとき、若しくは停学に処せられたとき

(2) 教職員が転出、退職、休職するとき

(3) その他、館長が必要と認めたとき

(貸出禁止図書)

第11条 次の図書館資料は館外貸出をしない。ただし、館長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(1) 参考図書(辞書、辞典、目録、年鑑等)

(2) 逐次刊行物(新聞・雑誌最新号・パンフレット類)

(3) 視聴覚資料

(4) その他、館長が指定したもの

(延滞による館外貸出の停止)

第12条 館外貸出を受けた者が、貸出期間を終了しても当該図書を返却しない場合は、館外貸出を停止するものとする。

2 前項による停止期間は、当該図書ごとの貸出期間の終了日を基準とした延滞日数を合算した期間とする。

(紛失・損傷図書の賠償)

第 13 条 利用者が図書を紛失又は損傷した場合には、直ちにその旨を館長に届け出るとともに、その指示により賠償しなければならない。

(調査相談)

第 14 条 図書館は、図書の利用相談及び専門研究調査の依頼を受けたときは、文献又は書誌等に基づいて回答するものとする。

(相互協力)

第 15 条 館長は、図書館利用の充実を図るため、他大学・図書館等と相互に協力するものとする。

2 利用者は、他の大学図書館等の所蔵する資料の貸借及び複写等を希望するときは、図書館を通じて、その利用を申し込むことができる。

(県民への公開)

第 16 条 県民の保健医療の向上と、県民福祉の増進に寄与するため、図書館を公開する。

2 前項の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業生への公開)

第 17 条 本学卒業生及び修了生等の研究活動を支援するため、図書館を公開する。

2 前項の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(利用上の注意)

第 18 条 図書館を利用する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を保つこと。
- (2) 図書、備品、その他の設備を汚損及び破損しないこと。
- (3) 飲食をしないこと。
- (4) その他、職員の指示に従うこと。

2 前項各号のいずれかに違反した者は、退館させることがある。

(その他)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用等に関し、必要な事項は学術国際委員会の議を経て、館長が定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。